

議案第43号

寒川町手数料条例の一部改正について

寒川町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年7月30日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部改正に伴い、条文の整理を図るため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町手数料条例の一部を改正する条例

寒川町手数料条例(平成12年寒川町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付又は同省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)」に、「除く。)」を「除く。)」1枚につき800円」に改め、同号ア及びイを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の寒川町手数料条例の規定は、令和2年5月25日から適用する。

寒川町手数料条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>(手数料を徴収する事務及びその額)</p>	<p>(手数料を徴収する事務及びその額)</p>
<p>第2条 地方自治法第227条の規定により手数料を徴収する事務は、次に掲げる事務とし、当該事務に係る手数料の額は、次の各号に特別の計算単位の定めがあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につき当該各号に定める額とする。</p>	<p>第2条 地方自治法第227条の規定により手数料を徴収する事務は、次に掲げる事務とし、当該事務に係る手数料の額は、次の各号に特別の計算単位の定めがあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につき当該各号に定める額とする。</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(4) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付又は同省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付(追記欄の余白がなくなつたときの再交付、町又は地方公共団体情報システム機構の過失による紛失等又は誤交付に係る再交付、個人番号又は住民票コードの変更による返納後の再交付及び国外転出による返納後の再交付を除く。)</u></p>	<p>(4) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)</u></p>
<p><u>ア 通知カードの再交付 1枚につき500円</u></p>	<p>(削る)</p>
<p><u>イ 個人番号カードの再交付 1枚につき800円</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>(5)～(34) (略)</p>	<p>(5)～(34) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
	<p><u>附 則</u></p>
	<p><u>この条例は、公布の日から施行し、改正後の寒川町手数料条例の規定は、令和2年5月25日から適用する。</u></p>